

## 鳥取市産地主体型就農支援モデル確立事業費補助金交付要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、鳥取市産地主体型就農支援モデル確立事業費補助金（以下「本補助金」という。）の交付について、鳥取市補助金等交付規則（昭和42年鳥取市規則第11号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

### (交付目的)

第2条 本補助金は、新規就農希望者に対する技術習得研修、継承すべき優良農地の維持管理、研修や営農開始に必要な機械・施設整備等を先行して進める産地を支援することにより、産地の維持・発展に必要な新規就農者の確保、定着を図ることを目的として交付する。

### (補助対象事業者)

第3条 本補助金の交付の対象となる者（以下「補助対象事業者」という。）は、別表の第2欄に掲げる者とする。

### (補助対象事業等)

第4条 本補助金の交付の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、別表の第1欄に掲げる事業とする。

- 2 補助対象事業を実施する生産組織（以下「事業実施主体」という。）は、産地主体型就農支援モデル確立事業実施要領（令和3年3月30日付第202000326212号鳥取県農林水産部長通知。以下「実施要領」という。）様式第1号により補助対象事業の実施計画書を作成し、市長に提出するものとする。
- 3 事業実施主体は、実施要領第4の2に規定する将来ビジョンを作成し、事業開始年度末又は事業開始年度実績報告までのいずれか早い方までに市長に提出するものとする。

### (補助金の交付)

第5条 本補助金は、別表の第3欄に掲げる経費（以下「補助対象経費」という。）の額（仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と、当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税率を乗じて得た金額の合計額をいう。以下同じ）を除く。）に同表の第4欄に定める補助率を乗じて得た額と同表の第5欄に掲げる補助上限額のいずれか低い額とし、予算の範囲内で交付する。

- 2 鳥取県産業振興条例（平成23年鳥取県条例第68号）の趣旨を踏まえ、補助事業の実施に当たっては、県内事業者への発注に努めなければならない。

- 3 補助対象経費が、工事請負費及び委託費の場合は、県内事業者が施工及び実施したものに限り補助対象とする。ただし、やむを得ない事情で県内事業者への発注が困難とあらかじめ市が認めた場合については、この限りではない。
- 4 補助事業の実施に当たっては、別表の第7欄に定める要件を満たさなければならない。

(交付申請)

第6条 規則第4条に規定する申請書に添付すべき同条第1号及び第2号に規定する書類は、様式第1号によるものとする。

- 2 本補助金の交付を受けようとする者は、仕入控除税額が明らかでないときは、前条第1項の規定にかかわらず、仕入控除税額を含む補助対象経費の額に補助率を乗じて得た額（以下「仕入控除税額を含む額」という。）の範囲内で交付申請をすることができる。
- 3 市長は、前項の規定による交付申請を受けたときは、前条第1項の規定にかかわらず、仕入控除税額を含む額の範囲内で交付決定をすることができる。この場合において、仕入控除税額が明らかになった後、速やかに、交付決定に係る本補助金の額（変更された場合は、変更後の額とする。以下「交付決定額」という。）から当該仕入控除税額に対する額を減額するものとする。

(着手届を要しない場合)

第7条 規則第10条第1項第3号の市長が別に定める場合は、同項第1号又は第2号に規定する補助事業以外のすべての補助事業に係る場合とする。

(承認を要しない変更)

第8条 規則第9条第1項の市長が別に定める変更は、別表の第6欄に掲げるもの以外の変更とする。

(実績報告)

第9条 本補助金の実績報告は、補助金の交付の決定を受けた年度の翌年度の4月10日までに提出しなければならない。ただし、年度中途での補助事業の完了又は中止の場合は、その日から速やかに提出しなければならない。

- 2 規則第12条の実績報告書に添付すべき同条第1号及び第2号に規定する書類は、様式第1号及び実施要領様式第1号によるものとする。
- 3 補助対象事業者は、実績報告に当たり、その時点で明らかになっている仕入控除税額（以下「実績報告控除税額」という。）が交付決定額に係る仕入控除税額（以下「交付決定控除税額」という。）を超える場合は、補助対象経費の額からその超える額を控除して報告しなければならない。
- 4 補助対象事業者が仕入控除額を含む額で交付決定を受けた一般課税事業者であって、

実績報告の後に、申告により仕入控除税額が確定した場合においては、確定次第速やかに、様式第2号により市長に報告を行うこととする。なお、その額が実績報告控除税額（交付決定控除税額が実績報告控除税額を超えるときは、当該交付決定控除税額）を超えるときは、市長の返還命令を受けて、その超える額に対応する額を市に返還しなければならない。

（事業実施状況の報告）

第10条 事業実施主体は、本補助金を活用した機械施設等を整備後5年間、共同作業場を貸与後3年間は、毎年3月末日までに、当該施設等の利用状況について市長へ報告するものとする。

（財産の処分制限）

第11条 規則第16条ただし書の期間は、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）に定める耐用年数に相当する期間（同令に定めのない財産については、市長が別に定める期間）とする。

2 規則第16条第4号の財産は、次のいずれかに該当するものとする。

- （1）取得価格又は効用の増加価格が100千円以上の機械及び施設
- （2）その他交付目的を達成するため処分を制限する必要があるものとして市長が別に定めるもの

（事業の中止）

第12条 事業実施主体は、本補助金で整備した機械施設等又は改修等をした遊休施設の処分制限期間中、事業の継続が困難となったときは事業中止届（実施要領様式第2号）を市長に提出するものとする。

（補助金の返還等）

第13条 補助対象事業者が、次の各号に該当する場合は、規則第13条第1項の規定により本補助金の交付の決定を取り消し、本補助金の返還を命ずるものとする。ただし、災害や疾病等、補助対象事業者の責めに帰さないやむを得ない事情により事業の継続が困難になったと認められる場合はこの限りでない。

- （1）事業開始年度末又は事業開始年度実績報告までのいずれか早い方までに将来ビジョンが提出されなかった場合は、補助金を全額返還しなければならない。また、将来ビジョンに沿った取組が適切に実施されていると認められなかった場合、市長は補助対象事業者に対し、補助金の返還を求めることができる。
- （2）実施要領第4の4（3）又は（4）の事業について、事業実施主体から事業中止届の提出を受けたときは、補助対象事業者は、当該施設等の事業中止日時点における残存簿価（補助金相当額を含んだ額）のうち補助金相当額を返還しなければならない。

(収益納付)

第14条 補助対象事業者は、本補助金の交付に係る事業により取得し、又は効用の増加した財産を処分したことにより収入があったときは、当該収入があった日から5日以内に、市長にその旨を報告しなければならない。

2 前項の場合において、市長がその収入の全部又は一部に相当する額を市に納付するよう指示したときは、補助対象事業者は、これに従わなければならない。

(財産に関する書類の保管)

第15条 補助対象事業者は、本補助金により取得した財産について処分制限期間を経過するまでの間、財産管理台帳（産地主体型就農支援モデル確立事業費補助金交付要綱（令和3年3月30日付第202000326212号鳥取県農林水産部長通知。）様式第4号）及びその他関係書類を整備し、保管しなければならない。

(災害の報告)

第16条 補助対象事業者は、本補助金で整備した機械施設等又は改修等をした遊休施設の耐用年数内に天災その他の災害を受けたときは、直ちに、実施要領様式第2号により市長に報告しなければならない。

(雑則)

第17条 この要綱に定めるもののほか、本補助金について必要な事項は、農林水産部長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和3年10月13日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年5月8日から施行し、令和5年度事業から適用する。

別表(第4条、第5条、第8条関係)

1 補助対象事業		2	3	4	5	6	7
細事業	内容	補助事業者	補助対象経費	補助率	補助上限額	重要な変更	その他
1 産地 受入協議 会事業	(1)産地受入モデル 地区設置事業	農業協同組合等	受入体制を早期に整備するモデル地区に設定し、新規就農者の確保育成に必要な活動を行うために要する経費 【対象となる経費】 継承者募集を目的とした産地PR、就農相談会への参加、産地継承を行う先進地視察、PR素材作成、就農体験ツアーの開催(移住関連事業が活用できない場合に限る)、退職就農者を対象とした技術研修等	10/10	200千円/地区	本補助金の増額	ビニールハウス等の農業保険法(昭和22年法律第185号)に基づく園芸施設共済の加入対象となる施設を導入した場合、園芸施設共済又は民間の建物共済や損害補償保険等への加入に努めるものとする。
	(2)産地受入条件 整備事業		ア 研修受入農家が研修生に対して実施する、技術・経営等の研修実施経費(40千円/月/研修生) イ 新規就農希望者の実践研修及び就農に必要な機械施設等をJA等が整備する経費 なお、以下のものは事業対象外とする。 (1)実践研修及び農業経営以外の用途に容易に供されるような汎用性の高いもの。 (2)整備に要した経費が10万円未満のもの。 ウ 新規就農者等の共同作業場として活用することを目的としたJA等所有の遊休施設の改修、簡易な施設の設置等に要する経費		480千円/研修生(40千円/月/研修生×12か)		
				1/2	6,500千円/地区	(1)本補助金の増額 (2)事業の中止又は廃止 (3)対象機械施設及び導入の中止	
2 新規 就農者等 受入準備 支援事業	(1)優良果樹園の 維持管理	農業協同組合等	新規就農者等が賃借するまでの間、生産者グループ等が行う優良園を維持管理する経費	10/10	実施面積につき、梨400千円/10a、柿・ぶどう200千円/10a		
	(2)研修園の設置		新規就農希望者が栽培技術習得のために受入農家の果樹園を研修園として利用する際に見込まれる損失相当額		実施面積につき、梨200千円/10a、柿68千円/10a、ぶどう200千円/10a		
	(3)優良農地の受 入条件準備		新規就農者等が賃借するまでの間、生産者グループ等が行う、立地条件の良い優良農地等の維持管理、ほ場条件の改善等に要する経費 【対象となる管理作業】 耕うん、除草、排水対策、防風樹、畑かん施設の立上げ、地力増進作物や有機物、障害物除去等		500千円/100a/地区		
2 サポート体制構築事業	新規就農者育成総合 対策実施要綱(令和4 年3月29日付け3経営 第3142号農林水産事 務次官依命通知。以 下「国実施要綱」とい う。)の別記4の第4の とおり		国実施要綱の別記4の別表1に掲げる補助対象経費	1/2	国実施要綱の別記4の別表1に掲げる補助金 上限	(1)本補助金の増額 (2)事業の中止又は廃止 (3)対象機械施設及び導入の中止	

様式第1号 (第6条、第9条関係)

年度鳥取市産地主体型就農支援モデル確立事業計画 (報告) 書及び収支予算 (決算) 書

事業実施主体名

1 事業の目的

2 事業内容

区 分	実施時期	内 容	事 業 量 (単価、研修期間等)
1 産地受入協議会事業 (1) 産地受入モデル地区設置事業  (2) 産地受入条件整備事業 ア 研修実施経費 イ 機械施設等整備の経費 ウ 共同作業場の改修経費 2 新規就農者等受入準備支援事業 (1) 優良果樹園の維持管理 (2) 研修園の設置 (3) 優良農地の受入条件準備 3 サポート体制構築事業	○年○月○日 ~○年○月○日		<記載例> 就農相談会の参加○○○円 PR 素材作成○○○円 視察研修・ツアー○○○円 <記載例> 40 千円×○か月×○人 (○月~ ○月) (機械・施設の名称、構造、能力 等) <記載例> 品目：○○、○○千円×○○a 品目：○○、○○千円×○○a ○○千円×○○a

(注) 鳥取市産地主体型就農支援モデル確立事業費補助金交付要綱別表の事業の内容に沿って、該当する事業区分のみ記載

3 経費の配分

区 分	算定基準額	負 担 区 分		備 考
		市補助金	事業主体	
1 産地受入協議会事業 (1) 産地受入モデル地区設置事業  (2) 産地受入条件整備事業 ア 研修実施経費 イ 機械施設等整備の経費 ウ 共同作業場の改修経費  2 新規就農者等受入準備支援事業 (1) 優良果樹園の維持管理 (2) 研修園の設置 (3) 優良農地の受入条件準備 3 サポート体制構築事業 計	円	円	円	

(注) 鳥取市産地主体型就農支援モデル確立事業費補助金交付要綱別表の事業の内容に沿って、該当する事業区分のみ記載

#### 4 収支予算

##### (1) 収入の部

区 分	本年度予算額 (本年度決算額)	前年度予算額 (本年度予算額)	比較増減		備考
			増	減	
市補助金	円	円	円	円	
事業主体	円	円	円	円	
計	円	円	円	円	

##### (2) 支出の部

区 分	本年度予算額 (本年度決算額)	前年度予算額 (本年度予算額)	比較増減		備考
			増	減	
1 産地受入協議会事業 (1)産地受入モデル地区設置事業  (2)産地受入条件整備事業 ア 研修実施経費 イ 機械施設等整備の経費 ウ 共同作業場の改修経費  2 新規就農者等受入準備支援事業 (1)優良果樹園の維持管理 (2)研修園の設置 (3)優良農地の受入条件準備  3 サポート体制構築事業	円	円	円	円	
計	円	円	円	円	

#### 5 県内事業者への発注（工事請負費、委託費に限る。）が困難である場合の理由

（県内事業者への発注が困難であることがあらかじめ判っている場合に記載し、必要に応じて参考資料を添付すること。）

--

注：交付決定後に県内事業者への発注が困難となった場合は、その都度その理由等について市へ協議すること。

6 他の補助金の活用の有無（有・無）

いずれかに○を付け、「有」の場合は以下の欄に記入してください。

事業名	
事業内容	
補助事業所管部署名	
連絡先	

注) 当該年度に他事業を活用する場合に記載すること。

7 事業完了（予定）年月日  
年 月 日

8 消費税の取り扱い

いずれかに○をする	一般課税事業者 ・ 簡易課税事業者 ・ 免税事業者 ・ 特定収入割合が5%を超えている公益法人等 ・ 仕入控除税額 が明らかでない一般課税事業者
-----------	--------------------------------------------------------------------------------

9 添付書類

事業計画書を提出するときは、以下の（1）～（6）の資料を、実績報告書を提出するときは（1）及び（5）の資料を添付すること。（6）の資料は、事業計画書に添付する場合は、実績報告時は省略できるものとする。

- （1）事業費の詳細がわかる資料（事業計画書にあつては見積書、実績報告書にあつては領収書、売買契約書の写し等）
- （2）機械施設等の能力等がわかるカタログ並びに施設等の部材の積算資料、図面等、研修生が就農時に必要な性能及び規模・内容であることが十分に比較、判断される資料
- （3）特定のメーカーの機種を選定する場合は「機種選定理由書」。  
選定理由には、他のメーカーとの機能比較により、この機能が研修生の将来の農業経営になぜ必要なかを記入する。なお、機能比較は、客観的に判断できる資料を添付すること。
- （4）農業協同組合等が機械施設等や共同作業場を貸与する場合は、契約書（案）及び賃貸料の算定が分かる資料を添付すること。
- （5）施設を建設する場合は建設予定地の地目・地番及び建築等に関する関連法令等（農地法、農振法等）に基づき、予定している手続きを記載した資料。（実績報告書には、当該手続きを行ったことがわかる資料を添付すること。）
- （6）園芸施設共済等に加入した場合、そのことがわかる書類（ビニールハウス等の園芸施設共済の加入対象となる施設を整備する場合のみ）

年 月 日

鳥取市長 様

申請人 住 所  
氏 名

年度鳥取市産地主体型就農支援モデル確立事業仕入控除税額確定報告書

年 月 日付け鳥取市指令受農第 号により交付決定の通知のあった鳥取市産地主体型就農支援モデル確立事業費補助金について、鳥取市産地主体型就農支援モデル確立事業費補助金交付要綱第9条第4項の規定に基づき、下記のとおり報告します。

記

1 規則第12条の2の補助金の額の確定額 (年月日付第号による額の確定通知額)	金	円
2 補助金の確定時に減額した仕入れに係る消費税等相当額	金	円
3 消費税及び地方消費税の申告により確定した仕入れに係る 消費税相当額	金	円
4 補助金返還相当額	金	円

5 添付資料

- (1) 消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の積算方法や積算内訳等を記載した書類（別紙）
- (2) 課税期間分の消費税及び地方消費税の確定申告書（写し）
- (3) 課税売上割合・控除対象仕入れ税額等の計算表（写し）

(注) 参考となる資料を添付すること。

別紙

消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の計算方法や積算の内訳等を記載した書類

- 1 事業実施主体名
- 2 事業実施主体住所
- 3 代表者職氏名
- 4 補助事業名
- 5 補助金額
- 6 当該補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額
- 7 6の計算方法や積算の内訳
  - (1) 補助対象経費（補助金の使途）の内訳

区 分	課税仕入れ	課税売上	非課税売上	共通対応分	非課税仕入れ	合計
		対応分	対応分			
経 費 の 内 訳						

- (2) 課税売上割合      %
- (3) 補助金に係る仕入控除税額の計算方法